

◇ 天野和夫賞 ◇

## 天野和夫賞

### 第12回受賞者および選考理由

#### 1. 天野和夫賞の趣旨

本賞は、法哲学者としても活躍された立命館大学元総長・学長、故天野和夫先生のご令室・天野芳子様のご寄付に基づき、立命館大学大学院法学研究科において優れた研究成果を出して学位を取得した大学院修了生、ならびに法の基礎理論研究の成果によって学問の発展に多大な寄与をしたと認められる、主として若手の研究者を表彰し、その研究を奨励することを目的とする。

#### 2. 本賞の区分

- (1) 天野和夫研究奨励金規程（以下、規程）第3条1項1号の該当者  
「卓越した研究成果をもって本学大学院法学研究科において課程博士の学位を取得した者」
- (2) 規程第3条1項2号の該当者  
「特に優れた成績をもって本学大学院法学研究科において修士の学位を取得した者」
- (3) 規程第3条2項の該当者  
「法の基礎理論研究において優れた研究をもって学界に貢献した者」

#### 3. 第12回天野和夫賞選考の経過

2014年度については、規程第6条に基づき、小松浩・本学法学部教授（法学研究科長）を委員長とし、田中成明・京都大学名誉教授（法哲学専攻）、高橋直人・本学法学部教授（法史学専攻）、平野仁彦・本学法学部教

授 (法哲学専攻), 渡辺千原・本学法学部教授 (法社会学専攻), 湯山智之・本学法学部教授 (法学研究科大学院担当副学部長), 森田真樹・本学法学部副部長を委員として天野和夫賞選考委員会が組織された。選考委員会は, 2014年9月26日に開催され, 選考の結果, 以下のように決定した。

#### 4. 第12回天野和夫賞受賞者とその選考理由

##### (1) 規程第3条1項1号該当者

竹本信介氏

最終学歴: 2014年3月 立命館大学大学院法学研究科法学専攻博士課程後期課程修了

専攻分野: 行政学

学 位: 博士 (法学) 立命館大学

博士論文: 「『行政学』から戦後日本外交を考える——プラグマティズム・アブダクション・民主主義——」

#### 【選考理由】

外務省とはどのような組織で, 外務官僚はどのようなアクターなのか。また, それは, 外交という政治的営みとどのように関係しているのか。本論文の第一の特色は, このような問いが, 学問研究の, いわば「新規市場」を, 外交史・国際関係論と行政学の分野で開拓しうることを, 説得的に明らかにしようとした点にある。

本論文の, 第二の特色は, 以上の問題関心や主張を, 認識論や, 社会科学の方法論のレベルで根拠づけようとしている点にある。プラグマティズムの哲学者, C・パースの「アブダクション」(abduction) という概念が検討され, 本論文は, 「アブダクション」に示唆を得て作成かつ構成されたことが主張されている。

そして, このようなパラダイムや認識論の議論を支えるべく, 情報公開法も活用し入手した膨大なデータに基づく実証レベルでの外務省研究に踏

み込んでいることが、本論文の三つめの特色といえる。

本論文の結論は、1) 外務省には独自の「機関哲学」や「政治力学」が存在すること、2) このような外務省（外務官僚）には、政治家中心の外交分析では捉えきれない能動的な外交アクターの側面が認められること、3) 戦後日本外交研究の伝統的方法は、このような点を踏まえて相対化され見直されるべきことの3点であり、天野賞を授与するにふさわしいオリジナリティーのある研究であるといえる。

張 悦 氏

最終学歴：2013年9月 立命館大学大学院法学研究科法学専攻博士課程後期課程修了

専攻分野：民事訴訟法

学 位：博士（法学）立命館大学

博士論文：「中国大陸および台湾における民事執行制度の意義と課題——日本法との比較考察——」

### 【選考理由】

本論文は、中国、台湾の強制執行法を、日本法との比較から検討するものである。全3部構成のうち、第1部は、中国における民事執行制度の歴史的沿革・制度構成および立法体系を整理したうえで、その意義を検討している。第2部は、日本法と近接するといわれながら諸外国の法制も導入し頻繁に改正をしている台湾の強制執行法における具体的な制度の意義と課題について紹介と分析を行っている。第3部では日台中の執行法に共通する、債務名義の必要性、多数債権者が競合した場合の配当原則に関する平等主義にもかかわらず、隣接する制度として個人破産を認めるか否かによって、民事執行制度の中に特別な定めが必要になることを指摘するなど、興味ある分析がなされている。また、中国で問題となっている「執行難」すなわちなかなか執行が行われないという状況について、「執行和解」

という制度が導入されている点は、これまで日本でほとんど触れられておらず、日本でも類似の問題が生じ得るゆえに、非常に示唆に富むものである。

張悦氏は2010年度秋に来日後、2013年度秋まで実質3年間で上記テーマにつき3本の論文を公表し学位を得た。初めて生活する日本の環境に慣れることから始める中、上記の成果にたどり着くまでは相当な努力があったと思われるが、いつも笑顔で何に対しても前向きであり、日本人院生からも慕われていた。研究内容、研究姿勢ともに、高く評価できる院生である。

(2) 規程第3条1項2号該当者

東 恒 氏

最終学歴：2014年3月 立命館大学大学院法学研究科法学専攻博士課程前期課程修了

専門分野：税法

学 位：修士（法学）立命館大学

修士論文：「租税法における海外事業体の法人該当性の判断基準——米国デラウェア州 LPS を題材として——」

**【選考理由】**

経済のグローバル化や事業体の多様化により、わが国においてもリミテッド・ライアビリティ・カンパニー（LLC）やリミテッド・パートナーシップ（LPS）などさまざまな海外事業体が投資ビートルとして利用されるようになった。それに伴い、このような海外事業体を日本の法人税法上どのように扱うかが重要な問題となっている。とくに、アメリカのデラウェア州の LPS については、その法人該当性をめぐって、東京、大阪、名古屋で係争中の各事案において見解が分かれ、最高裁の判断が待たれる状況にある。本論文は、この問題を中心に、租税法における海外事業体の

法人該当性について論じるものである。

東氏は本研究科在学中にイギリスのスターリング大学に留学し、そこで学んだ金融や投資に関する法制や税制の知識も活かして、まず、アメリカ、イギリス、カナダにおける事業体課税について比較法的に検討している。そのうえで、民法や会社法における法人概念とデラウェア州法上のLPSの性質を精査し、合資会社や投資事業有限責任組合との類似性から当該LPSに法人該当性があるものと結論づけている。

本論文は、学説や裁判例の見解が分かれる難問について、アメリカ、イギリス、カナダとの比較や関連の法律分野まで幅広く考察を加え、租税法上の法人該当性の判断基準の基本的考え方を示している。東氏の日本での2年間、イギリスでの1年間の研究の成果として、天野和夫賞に相応しい大変優秀な修士論文と評価できる。

(3) 規程第3条2項該当者

今年度は受賞者なしとする。

## 5. 天野和夫賞授与式

2014年12月1日、本賞の受賞者出席のもと、竹濱修・本学法学部長の司会により「天野和夫賞第12回授与式」が開催された。川口清史・本学総長より賞状ならびに副賞の授与が行われ、天野芳子様よりご祝辞をいただくとともに、小松浩・選考委員長より選考理由の報告が行われた。授与式は、関係各位の出席を得て、晴れやかに行われた。